

議題3

大阪府保健所における 市町村母子保健支援について

大阪府健康医療部保健医療室
地域保健課母子グループ

母子保健法 > 第1章 総則 > 第八条

- 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する**保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行う**ものとする。(平六法八四・全改)
- (実施の委託)第八条の二 市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産師その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。(平六法八四・追加、平一三法一五三・一部改正)
- (連携及び調和の確保)第八条の三 都道府県及び市町村は、この法律に基づく母子保健に関する事業の実施に当たっては、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。(平六法八四・追加、平二〇法七三・一部改正)

平成25年4月19日付 各都道府県知事・保健所設置市長・特別区長あて厚生労働省健康局長通知

「地域における保健師の保健活動について」

- 住民に対する直接的な保健サービスや福祉サービス等の提供及び総合調整に重点を置いて活動するとともに、地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価、総合的な健康施策への積極的な関与を進めてきた従来の保健活動に加え、持続可能でかつ地域特性をいかした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが必要とされた。
- 都道府県及び市町村(特別区を含む。)が留意すべき事項(「地域における保健師の保健活動に関する指針」)を定めたもの。
- 保健師の保健活動の基本的な方向性に加え、活動領域に応じた保健活動の推進について示されている。

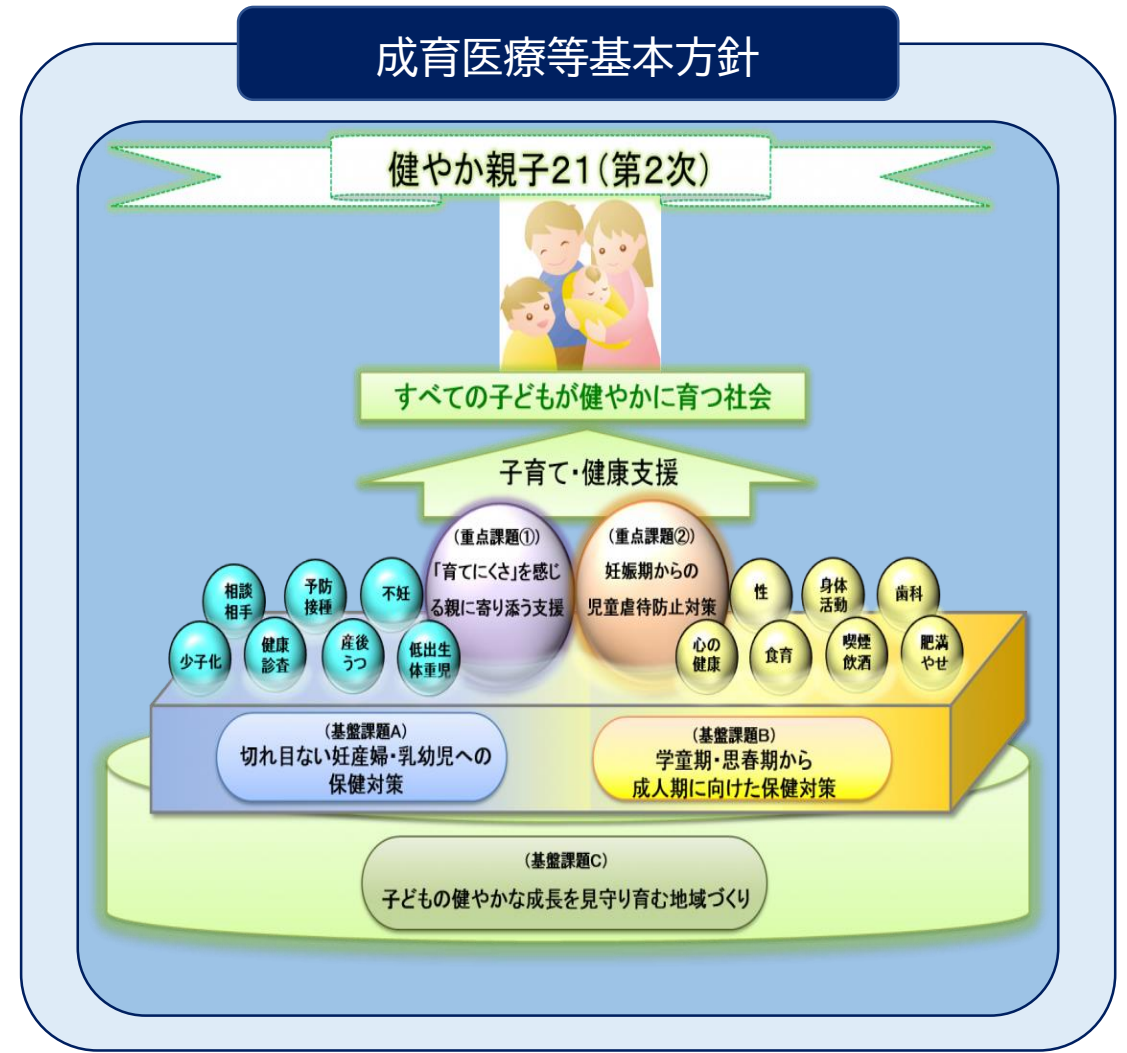
都道府県保健所等に所属する保健師

- 管内市町村及び医療機関等の協力を得て広域的に健康課題を把握し、その解決に取り組む。
- 生活習慣病対策、精神保健福祉対策、自殺予防対策、難病対策、結核・感染症対策、エイズ対策、肝炎対策、母子保健対策、虐待防止対策等において広域的、専門的な保健サービス等を提供。
- 災害を含めた健康危機への迅速かつ的確な対応が可能になるような体制づくり。
- 新たな健康課題に対して、先駆的な保健活動を実施し、その事業化及び普及を図る。
- 地域の健康情報の収集、分析及び提供を行うとともに調査研究を実施して、各種保健医療福祉計画の策定に参画。
- 広域的に関係機関との調整を図りながら、管内市町村と重層的な連携体制を構築しつつ、保健、医療、福祉、介護等の包括的なシステムの構築に努め、ソーシャルキャピタルを活用した健康づくりの推進を図る。
- 市町村に対しては、広域的及び専門的な立場から、技術的な助言、支援及び連絡調整を積極的に行うよう努める

成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針』(令和5年3月22日閣議決定)

- ・ 健やか親子21を母子保健の国民運動から医療・教育など幅広い分野を含めた成育基本方針に基づく国民運動に位置付け変更
- ・ 成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者が相互に連携を図り、乳幼児健康診査等の母子保健事業の精度管理や広域的支援、学童期及び思春期の健康課題に関する取組を推進。

健やか親子21(第2次)の指標についても、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標に移行



出典：「健やか親子21(第2次)」について 検討会報告書

現状と課題 : 健やか親子21（第2次）の中間評価報告

課題		環境整備指標	ベースライン (H25年度)	中間評価 (5年後) 目標	最終評価 (10年後) 目標	全国 (R2年度)	大阪府 (R2年度)	大阪府 (R3年度)	暫定値 大阪府 (R4年度)
基盤課題 A	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合	81.9%	90%	100%	24.6%	11.1%	11.1%	33.3%
		市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合	39.2%	80%	100%	21.5%	100%	100%	100%
基盤課題 C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合	33.8%	50%	100%	12.6%	55.5%	55.5%	77.7%
重点課題 ①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県型保健所の割合	66.5%	80%	100%	16.4%	0%	0%	22.2%
重点課題 ②	妊娠期からの児童虐待防止対策	特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援（市町村への支援も含む）をする体制がある県型保健所の割合	30.3%	70%	100%	8.8%	22.2%	0%	11.1%

◆H30年度より府保健所は、管内市町村の乳幼児健診事業等評価体制構築への支援を開始。

◆R2年度からは、新型コロナウイルス感染症対応や感染対策のため、グループ活動等による支援や会議、事例検討等を見合わせる等通常業務が行えない状況があった。

今後の県型保健所の母子保健評価指標 : 成育医療等基本方針に基づく評価指標

指標		市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援を県型保健所が行っている
健やか親子21（第2次）指標		①-5（指標名変更）
算出方法		下記★の3項目すべてに「はい」と回答した県型保健所の数/全県型保健所数×100
国レベルの指標	現状値	14.7%（令和3年度）
	中間評価（3年後）の目標値	増加



府の指標	現状値	0%（令和3年度）
	中間評価（3年後）の目標値	増加

★「発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への支援体制」における3項目★

- 広域的な立場で、専門医療機関や療育機関等と市町村間の情報共有するためのネットワークを作っている（33.3%）
- 市町村の早期支援体制の評価と見直しに助言や技術的支援を行っている（33.3%）
- 市町村向けの研修において、育てにくさに寄り添う支援に関する内容が含まれている（33.3%）

健やか親子21（第2次）の中間評価・R5.3月保健所調査・成育医療基本方針等を踏まえて
市町村の母子保健サービスの向上について、母子保健広域強化事業として県型保健所として引き続き支援を推進

1. 乳幼児健康診査の評価体制への支援

- ・ 実施状況やフォロー体制の検討
- ・ 未受診者の把握状況の評価や体制の強化への支援

2. 産後・育児期の支援体制の構築

- ・ ハイリスク児（低出生体重児、医療的ケア児、社会的ハイリスク児等）への早期訪問体制構築等に対する支援体制の検討
- ・ 市町村と医療機関とのネットワーク体制づくりや体制強化のためのサポート

3. 児童虐待防止対策への支援

- ・ 医療機関と市町村との連携体制の構築
- ・ 救急告示医療機関の立入調査時の院内体制整備状況や地域関係機関との連携について課題やニーズ等把握

【今年度の取組】

- ・ 府保健所による研修会や連絡会、事例検討会の開催
 - ・ 管内市町村へヒアリングを行い、乳幼児健診の実施状況や課題の把握、研修会、事例検討会等を実施
- ⇒ 市町村の実情に応じて支援を実施
- ・ 府保健所が市町村支援の参考となる国の動向、母子保健事業に関する情報提供、取組を共有。